

貸出資料の返却延滞の取扱いに関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、吹田市立図書館館外貸出規程（平成5年吹田市教育長訓令第8号）第10条第1項及び第2項の定めるところにより、利用者が貸出しを受けた資料（以下「貸出資料」という。）の返却を怠った場合の取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(貸出の停止)

第2条 利用者が、規程第7条に定める貸出期間から1週間を経過してもなお貸出資料の返却を怠ったときは、吹田市立中央図書館長（以下「館長」という。）は、病気その他の事故又は天災等館長がやむを得ないと認める場合を除き、以後の資料の貸出しを停止するものとする。この場合において、利用者が当該返却を怠った貸出資料を返却したときは、館長は以後の資料の貸出しを行うことができる。

(資料予約)

第3条 前条の規定により資料の貸出しを停止しているときは、資料の予約の取扱いは、行わないものとする。この場合において、利用者が当該資料の貸出しの停止を受ける以前に行った予約資料も同様とする。

(貸出期間延長)

第4条 第2条の規定により資料の貸出しを停止しているときは、当該貸出資料について、貸出期間の延長は、行わないものとする。

(借出カードの発行)

第5条 第2条の規定により資料の貸出しを停止しているときは、借出カードの交付は、行わないものとする。

(委任)

第6条 この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関して必要な事項は、館長が別に定める。

附 則

この要領は、平成 19 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 1 月 5 日から施行する。